

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ヒ)第25号  
決定日 令和7年12月22日  
裁判所 最高裁判所 第三小法廷  
裁判長裁判官 林 道 晴  
裁判官 渡 辺 惠 理 子  
裁判官 石 兼 公 博  
裁判官 平 木 正 洋  
裁判官 沖 野 眞 巳  
当事者等 申立人 池上 治男  
同訴訟代理人弁護士 中村 憲昭 ほか  
相手方 北海道  
同代表者 北海道公安委員会  
同委員会代表者委員長 吉本 淳一  
同指定代理人 林 幸宏 ほか  
原判決の表示 札幌高等裁判所令和4年(行コ)第1号(令和6年10月18日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第3の2及び第4の2を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、第3の2及び第4の2は、重要でないと認められる。

令和7年12月22日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 出村 陽久

これは正本である。

令和7年12月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 出村陽久